

## 登別市更生訓練費給付事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条に基づく地域生活支援事業のうち、登別市が行う登別市更生訓練費給付事業（以下「更生訓練費給付事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (実施主体)

第2条 更生訓練費給付事業の実施主体は、登別市とする。

### (支給対象者)

第3条 更生訓練費給付事業の支給の対象者（以下「対象者」という。）は、法第19条第1項に規定する支給決定者のうち就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している者（身体障害者に限る。）で、定率負担に係る利用者負担額の生じない者又はこれに準ずる者として登別市福祉事務所長（以下「福祉事務所長」という。）が認めた者とする。

### (支給手続)

第4条 対象者が更生訓練費を受給しようとするときは、自ら申請する場合を除き、当該施設の長に委任するものとする。

2 前項の委任を受けたときは、当該施設の長は、対象者が更生訓練を受けた月ごとに、当該訓練を受けた日数等について証明する書類並びに実習及び訓練に要する費用を証明する書類を添えて、当該月分を当該月の翌月の10日（当該日が登別市の休日を定める条例（平成2年条例第33号）第1条に定める休日に当たる場合は、当該日の翌日）までに、登別市更生訓練費支給申請書（別記様式第1号）により福祉事務所長に申請するものとする。

3 福祉事務所長は、前項の規定による申請を受理したときは、内容が適正であることを確認のうえ、支給手続を行うものとする。

### (支給額)

第5条 更生訓練費の額は、次の表に定める額とする。

#### 更生訓練費月額

施設種別	訓練を受けた日数が15日以上の場合	訓練を受けた日数が15日未満の場合
就労移行支援事業所及び自立訓練事業所	14,800円以内	7,400円以内

(旧視覚障害者更生施設 (アンマ、ハリ、キュウ科))		
就労移行支援事業所及び自立訓練事業所 (旧視覚障害者更生施設 (アンマ、ハリ、キュウ科を除く。) 旧聴覚・言語障害者更生施設 旧内部障害者更生施設)	6,300円以内	3,150円以内
就労移行支援事業所及び自立訓練事業所 (旧身体障害者授産施設 旧重度身体障害者授産施設 旧身体障害者通所授産施設)	3,150円以内	1,600円以内
就労移行支援事業所及び自立訓練事業所 (旧重度身体障害者更生援護施設)	2,100円以内	1,050円以内

(注) 通所者を含む。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は福祉事務所長が別に定める。

附 則 (平成18年訓令第19号)

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

(施行前の準備)

2 第4条の規定による支給決定の手続その他この訓令を施行するために必要な準備行為は、この訓令の施行前においても行うことができる。

附 則 (平成24年訓令第7号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年訓令第13号)

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第4条関係）

登別市更生訓練費支給申請書

年 月 日

登別市福祉事務所長 様

住所

申請者 団体名

施設長名

（ 年 月分）

支給対象者名	更生訓練のための経費（1 5日以上の場合）			更生訓練のための経費（1 5日未満の場合）			備考
	訓練日数	施設 種別	金額	訓練日数	施設 種別	金額	
	日		円	日		円	
<p>更生訓練費支給申請額 円</p> <p>支給対象者からの委任に基づき 年 月分を上記のとおり申請する。なお、 上記については事実と相違ないことを証明する。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">施設長 印</p> <p>登別市福祉事務所長 様</p>							